

川崎市消防局訓令第2号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市消防建築同意事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める

。

令和7年3月19日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市消防建築同意事務処理規程の一部を改正する訓令

川崎市消防建築同意事務処理規程(平成7年消防局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「建基法第18条第2項」の次に「又は第4項」を加え、同条第3号中「建築主事」の次に「若しくは建築副主事(以下「建築主事等」という。)」を加える。

第3条第2号ア中「建基法第6条第1項第1号から第3号まで」を「建基法第6条第1項第1号及び第2号」に改め、同号イ中「建基法第6条第1項第4号」を「建基法第6条第1項第3号」に改め、同号オ中「建基法第85条第5項」を「建基法第85条第6項」に改める。

第8条第3項及び第12条第2項中「建築主事」の次に「等又は指定確認検査機関」を加える。

別表第1中

「

	法第27条 (耐火建築物等としなければならぬ特殊建築物)	令第107条 令第107条の2 令第109条の3 令第110条 令第110条の2 令第110条の3 令第110条の4 令第110条の5 令第116条 例第30条 例第32条 例第47条 例第48条 例第55条	○	○	○	○		
--	---------------------------------	---	---	---	---	---	--	--

	法第 35 条の 3 (無窓の居室等の主要 構造部)	令第 107 条 令第 108 条 の 2 令第 111 条	○	○	—	—	—	—
	法第 61 条 (防火地域及び準防火 地域内の建築物)	令第 107 条 令第 107 条 の 2 令第 108 条 令第 108 条 の 2 令第 109 条 令第 109 条 の 3 令第 136 条 の 2	○	○	○	○	○	○
屋根	法第 22 条 (屋根)	法第 24 条 令第 109 条 の 8	○	○	○	○	○	○
	法第 62 条 (屋根)	令第 136 条 の 2 の 2	○	○	○	○	○	○
外壁 等	法第 23 条 (外壁)	令第 109 条 の 9 例第 24 条 例第 28 条	○	○	○	○	○	○
	法第 25 条 (大規模の木造建築物 等の外壁等)	令第 108 条 令第 109 条 の 8	○	○	△	△	△	—
	法第 63 条 (隣地境界線に接する 外壁)	令第 107 条 例第 20 条	○	○	○	○	○	○
防火 区画	法第 26 条 (防火壁等)	令第 108 条 の 2 令第 113 条 令第 115 条 の 2	○	○	○	○	△	—

」

を

「

	<p>法第 27 条第 1 項から第 3 項まで (耐火建築物等としなければならぬ特殊建築物)</p>	<p>令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 109 条の 3 令第 110 条 令第 110 条の 2 令第 110 条の 3 令第 110 条の 4 令第 110 条の 5 令第 116 条 例第 30 条 例第 32 条 例第 47 条 例第 48 条 例第 55 条</p>	○	○	○	○		
	<p>法第 35 条の 3 (無窓の居室等の主要構造部)</p>	<p>令第 107 条 令第 108 条の 2 令第 111 条</p>	○	○	—	—	—	—
	<p>法第 61 条第 1 項 (防火地域及び準防火地域内の建築物)</p>	<p>令第 107 条 令第 107 条の 2 令第 108 条 令第 108 条の 2 令第 109 条 令第 109 条の 3 令第 136 条の 2</p>	○	○	○	○	○	○
屋根	<p>法第 22 条 (屋根)</p>	<p>法第 24 条 令第 109 条の 9</p>	○	○	○	○	○	○
	<p>法第 62 条 (屋根)</p>	<p>令第 136 条の 2 の 2</p>	○	○	○	○	○	○

外壁等	法第 23 条 (外壁)	令第 109 条の 10 例第 24 条 例第 28 条	○	○	○	○	○	○
	法第 25 条 (大規模の木造建築物等の外壁等)	令第 108 条 令第 109 条の 9	○	○	△	△	△	—
	法第 63 条 (隣地境界線に接する外壁)	令第 107 条 例第 20 条	○	○	○	○	○	○
防火区画	法第 26 条第 1 項 (防火壁等)	令第 108 条の 2 令第 113 条 令第 115 条の 2	○	○	○	○	△	—

」

に改める。

別表第 2 中

「

21 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	第 72 条、第 95 条、第 110 条、第 149 条、第 159 条、第 171 条、第 184 条、第 189 条、第 193 条、第 200 条、第 200 条の 12
--	---

」

を

「

21 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	第 72 条、第 95 条、第 110 条、第 149 条、第 159 条、第 171 条、第 184 条、第 189 条、第 193 条、第 200 条、第 200 条の 22
--	---

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。